

平成22年6月25日

株 主 の 皆 様 へ

U T ホールディングス株式会社

第3期期末配当に関するご説明

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社は、本日開催の第3回定時株主総会において、第3期期末配当を実施することを決議し、平成22年6月28日より配当金のお支払いを開始させていただきます。

今回の配当金は、全額「資本剰余金」を原資とすることから、「資本の払戻し」に該当し、「配当所得（みなし配当を含む）」にはあたりません。そのため、「利益剰余金」を原資とする配当とは税務上の取扱いが異なりますので、そのお取扱い等についてご説明させていただきます。

今回の配当金については、「みなし譲渡損益」が発生いたしますが、税務上の配当所得ではないため、源泉徴収の対象にも配当控除の対象にもなりませんので、確定申告の際はご注意ください。

具体的な取得価額の計算、当社株式のご売却による譲渡所得税額の計算については、次ページ以降の「1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて」をご高覧いただきましたうえで、大変お手数ですがお取引の証券会社又は最寄りの税務署若しくは税理士等にご相談いただきたくお願いいたします。

敬 具

次ページ以降は、今回の配当金の税務上のお取扱い及び税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものではございますが、株主の皆様において必要となる税務上のお手続きは、個々のご事情によって異なりますことから、全てを網羅するものではございません。

ご不明の点につきましては、株主の皆様の「取得価額の調整」に関する具体的なお照会であれば、お取引の口座管理機関（証券会社等）又は最寄りの税務署若しくは税理士等に、税務申告等に関するお照会・ご相談であれば、最寄りの税務署又は税理士等に、それぞれご確認くださいませようお願い申し上げます。

このご説明は、株主の皆様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の証明資料になりますので、保管くださるようお願いいたします。

1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

⇒今回の配当金は、「資本剰余金」を原資としているため、「資本の払戻し」としてのお取扱いとなります（「配当所得」及び「みなし配当」には該当いたしません。）。

⇒配当所得ではないため、所得税等の源泉徴収はございません。また、確定申告における配当控除の対象にもなりません。確定申告の際は、ご注意ください。

⇒今回の配当金は、「資本の払戻し」に該当し、下記(2)の計算式により「みなし譲渡損益」が発生する場合がございますので、ご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の10）

⇒税法上の規定により、株主の皆様には、当社株式の一部の譲渡があったとみなされるため、「みなし譲渡損益」が発生します。

⇒「みなし譲渡損益」の算出方法は、以下のとおりです。

$$\text{みなし譲渡損益} = \text{①収入金額とみなされる金額} - \text{②取得価額}$$

(注)

$$\text{①収入金額とみなされる金額} = \text{払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額} - \text{みなし配当額 (今回は0円)}$$

$$\text{②取得価額} = \text{従前の取得価額の合計額} \times \text{純資産減少割合 (今回は0.267)}$$

[例] 当社の株式2株を取得価額の合計額80,000円（1株当たり40,000円）で購入していた場合

① 収入金額とみなされる金額

$$= (2,300\text{円 (1株あたり配当額)} \times 2\text{株}) - (0\text{円}) = 4,600\text{円 (円未満切上げ)}$$

② 取得価額 = 80,000円 \times 0.267 = 21,360円 (円未満切上げ)

↓

「みなし譲渡損益」 = 4,600円 (①) - 21,360円 (②) = ▲16,760円 (この場合はみなし譲渡損)

※具体的なみなし譲渡損益の計算につきましては、最寄りの税務署又は税理士等にご相談ください。

(3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

⇒税法上の規定により、株主の皆様のご当株式の取得価額が調整されます。

⇒調整式は以下のとおりです。

$$\boxed{\text{1株当りの新しい取得価額}} = \boxed{\text{1株当りの従前の取得価額}} - \left[\boxed{\text{1株当りの従前の取得価額}} \times \boxed{\text{純資産減少割合 (今回は 0.267)}} \right]$$

[例] 当社の株式2株を1株当たり40,000円で購入していた場合

新しい取得価額 = (40,000円 × 2株) - (40,000円 × 2株 × 0.267) = 58,640円（円未満切り上げ）

⇒「特定口座」をご利用の株主様の取得価額の調整方法等につきましては、お取引証券会社にご確認ください。

⇒「特定口座」をご利用でない場合は、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要があります。

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）	0.267 (小数点以下3位未満切り上げ)

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成22年6月28日
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	1株あたり0円

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る法人税法施行令第23条第1項第3号に規定する割合）	0.267 (小数点以下3位未満切り上げ)
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	493,248,800円

2. 今回の当社配当金に関するQ&A

Q 1 「みなし配当」とは何か。源泉徴収は行われぬのか。確定申告の際に配当控除の対象にならないのか。

A 1 今回の当社配当金は、資本剰余金を原資とするため、配当所得ではありませんが、税法の規定により配当所得とみなされる部分があり、この部分を「みなし配当」といいます。

「みなし配当」部分の税務上の取扱いは、配当所得と同様に所得税・地方税の源泉徴収の対象となり、配当控除の対象とすることも可能ですが、今回の配当金については、みなし配当額は「0円」です。所得税法上の配当所得に該当する部分の金額はございません。

Q 2 今回の配当金が「みなし配当」に該当する部分が存在しないことは了解したが、「みなし配当以外」の部分には、全く課税されないのか。

A 2 「みなし配当以外」についても、みなし譲渡益課税が発生する場合があります。

Q 3 みなし譲渡益に係る「収入金額とみなされる金額」等は、どのように計算すればよいか。

A 3 2ページの1.(2)でご説明した計算式のとおりです。詳しい計算方法や具体的な税務上の取扱いについては、最寄りの税務署又は税理士等にご相談ください。

Q 4 計算をしてみると、みなし譲渡益が生じるようだが、確定申告の必要はあるのか。

A 4 確定申告の要否は、最寄りの税務署又は税理士等にご相談ください。

Q 5 所有株式の取得価額の調整はどのように行えばよいか。

A 5 3ページの1.(3)でご説明した計算式のとおりです。「特定口座」をご利用の株主様につきましては、お取引証券会社にご確認ください。その他、詳しい計算方法については、お取引の口座管理機関（証券会社等）又は最寄りの税務署若しくは税理士等にご確認ください。

※Q&Aについては、当社ホームページ (<http://www.ut-h.co.jp/>) 上にも掲載いたしておりますので、ご参照ください。

以 上